

**山梨県地場産業人材育成促進事業
（「匠の翼」奨学金事業）**

【 第 1 回 募集案内 】

応 募 期 間

令和 7 年 5 月 2 0 日（火）～ 7 月 3 1 日（木）

応募書類提出先・お問い合わせ先

山梨県産業政策部 産業振興課

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号

電 話：055-223-8871

FAX：055-223-1534

I 補助対象事業の概要

1 補助事業の目的（交付要綱第1条）

地場産業関係事業所等の使用者若しくは労働者（これらの者となる見込みがあるものを含む。）又は学生若しくは生徒が、外国の学校、事業所又は研究機関（以下「海外留学研修先」という。）において地場産業に関する高度の専門的知識又は技術（以下「専門的知識等」という。）を修得する研修（以下「海外留学研修」という。）を受けることを支援することにより、地場産業界の人材の育成及び資質の向上を促進し、もって本県の地場産業の振興に資することを目的とする。

<留意事項>

- ・対象となる海外留学研修は、交付要綱施行の日（令和7年5月1日）から令和10年度末（令和11年3月31日）までに海外留学研修を開始し、かつ終了が見込まれるものとする。

2 「地場産業」対象事業（交付要綱第2条第1項）

本補助金の対象となる「地場産業」とは、次のもの（以下「地場産品」という。）を生産し、加工し、販売し、流通させ、又は輸出する事業としている。

- ① 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）に基づく経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品（県内で生産されるものに限る。）

※現在指定されているもの（括弧内は郷土伝統工芸品への認定年）

- (1) 甲州水晶貴石細工（H6）
- (2) 甲州印伝（H6）
- (3) 甲州手彫印章（H6）

- ② 山梨県中小企業・小規模企業振興条例（平成28年山梨県条例第3号）第17条第1項の規定に基づく「山梨県中小企業・小規模企業振興計画」において位置づけられたもの

※「第3章 2 ⑧地場産業等の振興」に記載

- (1) ワイン
- (2) 日本酒
- (3) ジュエリー
- (4) テキスタイル（織物）
- (5) 伝統的工芸品（再掲）

- ③ 山梨県郷土伝統工芸品認定要綱に基づく認定を受けた郷土伝統工芸品（①に係るものを除く。）（括弧内は認定年）

- (1) 甲州雨畑硯（H6）
- (2) 甲州大石紬織物（H6）
- (3) 西島手漉和紙（H6）
- (4) 甲州武者のぼり鯉のぼり（H6）
- (5) 甲州鬼瓦（H7）
- (6) 親子だるま（H7）
- (7) 市川大門手漉き和紙（H7）
- (8) 山梨貴宝石（H8）
- (9) 富士勝山スズ竹細工（H10）
- (10) 甲州花火（R5）

- ④ その他知事が認めるもの

3 補助対象者（交付要綱第4条第1項）

交付申請者は、海外留学研修を受けることを希望するものであって、次の①又は②に該当する必要がある。

- ① 県内に住所を有する者
- ② 県外に住所を有する者であって県内に移住する見込みがあるもの

<留意事項>

- ・ 次の事業を行う事業所等（以下「地場産業関係事業所等」という。）の従業員、学生等が主な対象（現時点で地場産業事業所事業所等の従業員、学生等でなくても可）。
 - ① 地場産品を生産し、加工し、販売し、流通させ、又は輸出する事業
 - ② 地場産品の生産のために必要となる技術、設計、考案、工芸又は意匠の役務を提供する事業
 - ③ 地場産品に関する研究、開発又は教育を行う事業
 - ④ その他地場産業に係る事業を営むもの
- ・ 要綱施行の際、この事業によらず現に海外留学している者は、交付対象外となる。

4 補助対象となる海外留学研修（交付要綱第4条）

「地場産業に関する高度の専門的知識又は技術を修得する研修」であって、次の条件を満たすものとしている。

- ① 所在地が「国外」であること
- ② 学校、事業所又は研究機関であること
- ③ 地場産業（地場産品）に係る内容であること

<留意事項>

- ・ カリキュラムの一部が国内で行われるオンライン講座・授業等は、対象となる。
※全てのカリキュラムが国内でのオンライン受講等で完結するものは対象外。

5 補助金の補助対象経費（交付要綱第5条）

対象経費の範囲は、「海外留学研修の開始から修了までに最低限度必要となる経費」であって、次に掲げるもの。

- ① 旅費
- ② 海外留学研修先に支払う経費
- ③ 海外留学研修に使用する教科書その他の教材又は道具の購入又は使用に要する経費
- ④ 海外留学研修を円滑に受けるためのサービスを提供する者に支払う経費
- ⑤ 上記①～④の経費に相当する経費

<留意事項>

- ・ 詳細な内容は、別表のとおり。

II 応募手続等

1 応募書類（交付要綱第6条）

次の書類を提出すること。

- ① 山梨県地場産業人材育成促進事業費補助金交付申請書（交付要綱第1号様式）
- ② 中小企業団体（地場産業関係団体）、商工会、商工会議所、その他経済団体による推薦を証する書類

<留意事項>

- ・様式は、産業振興課のホームページからダウンロードすること。
https://www.pref.yamanashi.jp/shinchaku/sangyo-sin/0705/jibasan_wing.html
- ・記載方法は、【別添 記入例】を参考にして作成すること。
- ・添付書類として、次の書類を提出すること。
- ・提出された書類は、返却しないので、必要に応じて控えを取っておくこと。

2 提出部数

2部（正本1部、副本1部）

3 応募受付期間

令和7年5月20日（火） ～ 7月31日（木） 16時

<留意事項>

- ・書類は、令和7年7月31日（木） 16時までには必着（郵送又は持参）
- ・応募期間中、事前の応談や提出書類の確認を行うので、表紙またはⅡ5にある「応募書類提出先・お問い合わせ先」に、必ず提出前に連絡すること。

4 審査方法（交付要綱第6条、第7条）

- ① 審査は、外部有識者等で構成される審査委員会において、書類審査（必要な場合はリアル・オンライン等面接）により行う。
- ② 審査の結果は、決定後に書面により通知する。
- ③ 審査における審査区分と評価項目については、【別表2】を参照。

5 注意事項

- ① 補助事業完了後に提出する補助事業実績報告書（交付要綱様式第7-1）では、「1 事業実績」の「補助事業の実績」欄には、補助事業計画書（交付要綱様式第1-1）の「3(2)～(5)」の欄に記入した内容に基づき、補助事業の成果を具体的に記入すること。
- ② 補助事業が採択された場合には、事業内容をマスコミ等に情報提供する場合がある。

6 応募書類提出先及びお問い合わせ先

山梨県産業政策部産業振興課

〒400-8501 甲府市丸の内1丁目6番1号 山梨県庁別館3階

電話：055-223-8871／FAX：055-223-1534

【別表 1】

別表（第 5 条関係）

経費区分	補助対象経費	補助率	軽微な変更
旅費	居所又は事業所から海外留学研修先までの往復に要するもの及び海外留学研修中のプログラム等への参加に要するものであって、次に掲げるもの 一 鉄道賃 二 船賃 三 航空賃 四 宿泊料 五 旅行雑費	当該経費の 10 分の 10 以内	補助対象経費の各経費区分相互間において、いずれか低い額の 30 % 以内を増減させる変更又は海外留学研修の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わないもの
需用費	消耗品費（教科書その他の教材又は道具の購入に要するもの）		
役務費	一 授業料及び入学金 二 修学費 三 受講料、講座料その他の教育関連経費 四 入学のための試験に係る検定料及び在学証明、成績証明その他学生又は生徒の記録に係る証明に係る手数料及びこれに類する手数料 五 研修費、プログラム等参加費（その参加に要する経費であって、旅費に相当する経費を含む。）		
委託料	一 留学支援を行う事業者に支払う手数料及びサービス提供料 二 その他委託料		
使用料及び賃借料	一 教科書その他の教材又は道具の使用料及び賃借料 二 施設設備使用料及び賃借料		
負担金	海外留学研修先に支払う負担金		

※ 旅費は、実費によりがたい場合は、山梨県職員旅費条例（昭和 32 年山梨県条例第 6 号）の例による。

※ 旅行雑費とは、海外空港諸税、空港使用料、旅券の交付手数料、査証手数料、予防接種料、出入国税、燃油サーチャージ、航空保険料、航空券取扱手数料等の経費をいう。

※ その他委託料とは、一部の業務（旅行の手配等）を委託により行った場合における経費であって、それ以外の各補助対象経費区分に相当する経費をいう。

※ 1 件当たりの金額が千円未満であるものについては、補助対象経費としない。

■ 補助対象経費全般にわたる留意事項

- ① 別表の経理区分に従い、事業の会計処理を行うこと。
- ② 補助対象となる経費は、本事業に使用したものとして明確に区分ができ、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。
- ③ 補助事業の実施に伴い収入が発生した場合は、事業に要した経費から当該収入相当額を除いた額で、補助金額を算出する。
- ④ 次の経費は、補助対象とならない。
 - ・金融機関等の振込手数料
 - ・補助金交付申請書、海外留学研修計画書等の作成に要する経費
 - ・外貨交換手数料、クレジットカードなどの会費、手数料、金利
 - ・上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費